

川崎市交通局指名業者選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 交通局（以下「局」という。）が発注する工事の請負、製造の請負、物件の買入れ、委託業務その他の契約の事務において、川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号。以下「契約規程」という。）第23条第1項及び川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年交通局規程第16号）第7条第3項の規定に基づく指名競争入札及び随意契約の場合における指名業者（以下「指名業者」という。）の選定について、公正かつ的確な執行を確保するため、交通局指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務及び委員)

第2条 委員会は、指名業者の選定及び当該契約の執行について必要な事項等を審議する。ただし、次の各号のいずれかに該当する契約については、この限りでない。

（1）指名業者の選定等について別の定めの適用を受けるもの

（2）賃貸借の目的物を特定の不動産とする契約

2 工事請負契約に関する委員会の名称、委員長、委員の構成及び所掌事務は、別表第1のとおりとする。

3 製造の請負、物件の買入れ、委託業務その他の契約（以下「物件の調達契約、委託契約等」という。）に関する委員会の名称、委員長、委員の構成及び所掌事務は、別表第2のとおりとする。

4 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長が指名した委員がその職務を代理する。

6 委員長は、委員が事故その他の事由によりその職務を遂行できないときは、代理する者を委員以外の職員から指名することができる。

7 別表第2中の「委員長が指名する課長級職員」について、委員長は庶務課長、経理課長及び主管課長以外の課長級職員（担当課長を含む。）から指名するものとする。

(会議)

第3条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。ただし、緊急を要するとき又はやむを得ない事情により委員会を招集できないときは、持回り議決書（第1号様式）によって議決することができる。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長

の決するところによる。

(関係職員の出席)

第4条 委員長は、必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(指名業者の選定基準)

第5条 委員長は、指名業者の選定をしようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他の信用状況
- (2) 本市における契約実績等
- (3) 履行能力と現状把握
- (4) 受託業務を遂行するための技術的適正
- (5) その他の必要事項

2 委員長は、随意契約の相手方として1業者を選定する場合は、地方公営企業法施行令（昭和19年12月28日政令第397号）第21条の13第1項第2号から第9号までの規定との関係を特に慎重に審議しなければならない。

(手続)

第6条 主管課長は、物件の調達契約、委託契約等に関し、第2条第1項に定める委員会での審議を要する場合には、指名選定依頼書（第2号様式）に関係資料を添えて経理課長に提出するものとする。

2 委員長は、前項に関する委員会開催後、その結果を指名業者等選定通知書（第3号様式）により主管課長宛てに通知するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経理課において処理する。

(委員会以外の選定)

第8条 第2条に規定する委員会によらない指名業者は、工事請負契約に係る案件については経理課担当課長が、その他の案件については経理課長が選定し、その業者数は各案件の契約種別に応じて、別表第3から第7までに定めるとおりとする。

2 10万円以下又は特に理由のある随意契約については、1者のみを選定することができる。

(秘密の保持)

第9条 委員長、委員、第2条及び第4条の規定に基づき委員会に出席した者及び事務局並びに第3条第2項に規定する持回り議決に關与した者は、委員会又は持回り議決書の審議に関する事項を他に漏らしてはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、第1指名委員会の委員長が定める。

(その他)

第11条 第1指名委員会の委員長は、委員会によらない物件の調達等及び委託契約に係る案件のうち、業者選定、入札参加条件、仕様その他必要な事項について審議する必要があると認める場合は、第1指名委員会を招集することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 川崎市交通局指名業者選定要綱は、これを廃止する。

(経過措置)

3 この要綱による改正後の川崎市交通局指名業者選定委員会要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

【工事請負契約】

名 称	委 員 長	委 員	所 掌 事 務
第1指名 委員会	局 長	設計担当局長 企画管理部担当部長 工事主管部長 経理課担当課長 設計担当部長 工事主管課長	設計（概算）金額 150,000,000円 以上の工事請負に関する業者を指名選定すること。
第2指名 委員会	企画管理部 担当部長	工事主管部長 設計担当部長 経理課担当課長 工事主管課長 設計担当課長	設計（概算）金額 50,000,000円 以上の工事請負に関する業者を指名選定すること。
第3指名 委員会	経理課 担当課長	工事主管課長 設計担当課長	設計（概算）金額 5,000,000円 以上の工事請負に関する業者を指名選定すること。

別表第2（第2条関係）

【物件の調達契約、委託契約等】

名 称	委員長	委 員	所掌事務	指名業者数
第1指名 委員会	局 長	企画管理部長 自動車部長 庶務課長 経理課長 主管課長 委員長が指名する課長級職員	設計（概算）金額 30,000,000円以上 の契約に関する業者を指名選定すること。	8者以上
第2指名 委員会	企画管理部長	自動車部長 庶務課長 経理課長 主管課長 委員長が指名する課長級職員	設計（概算）金額 10,000,000円以上 の契約に関する業者を指名選定すること。	7者以上

第3指名 委員会	経理課長 委員会	庶務課長 主管課長 委員長が指名する課 長級職員 主管課担当係長 経理課担当係長【契約】	設計（概算）金額 5,000,000円以上 の契約に関する業 者を指名選定する こと。	6者以上
			委託契約のうち設 計（概算）金額が 100,000円超 5,000,000円未満 となるものに関する 特命随意契約の相 手方を指名選定す ること。	1者

別表第3（第8条関係）

【工事請負契約】

設計（概算）金額	指名業者数
300万円以上 500万円未満の指名競争入札	5者以上
300万円未満の指名競争入札	4者以上

※「川崎市交通局軽易工事執行の特例を定める規程」によるものを除く。

別表第4（第8条関係）

【製造の請負・物件の調達契約】

設計（概算）金額	指名業者数
350万円超 500万円未満の指名競争入札	5者以上
200万円超 350万円以下の指名競争入札	4者以上
50万円超 200万円以下の随意契約	3者以上
50万円以下の随意契約	2者以上

※「川崎市交通局特定物品等契約事務取扱要綱」によるものを除く。

別表第5（第8条関係）

【物件の借入れ契約】

設計（概算）金額	指名業者数

325万円超500万円未満の指名競争入札	5者以上
150万円超325万円以下の指名競争入札	4者以上
50万円超150万円以下の随意契約	3者以上
50万円以下の随意契約	2者以上

別表第6（第8条関係）

【物件の売払い契約】

設計（概算）金額	指名業者数
300万円超500万円未満の指名競争入札	5者以上
100万円超300万円以下の指名競争入札	4者以上
50万円超100万円以下の随意契約	3者以上
50万円以下の随意契約	2者以上

別表第7（第8条関係）

【委託契約等】

設計（概算）金額	指名業者数
350万円超500万円未満の指名競争入札	5者以上
200万円超350万円以下の指名競争入札	4者以上
50万円超200万円以下の随意契約	3者以上
50万円以下の随意契約	2者以上

(第1号様式)

交通局指名業者選定委員会 持回り議決書 別添のとおり選定してよいでしょうか。

指名委員会	主 管 課 長	經 理 課 長	課 長	庶 務 課 長	自 動 車 部 長	企 画 管 理 部 長	交 通 局 長
	承 認	承 認	承 認	承 認	承 認	承 認	承 認
	不 承 認	不 承 認	不 承 認	不 承 認	不 承 認	不 承 認	不 承 認
指名委員会	主 管 課 長	經 理 課 長	課 長	庶 務 課 長	自 動 車 部 長	企 画 管 理 部 長	
	承 認	承 認	承 認	承 認	承 認	承 認	
	不 承 認	不 承 認	不 承 認	不 承 認	不 承 認	不 承 認	
指名委員会	經理課担当係長	主管課係長	主管課 長	課 長	庶 務 課 長	經 理 課 長	
	承 認	承 認	承 認	承 認	承 認	承 認	
	不 承 認	不 承 認	不 承 認	不 承 認	不 承 認	不 承 認	
審査日	年	月	日	審査件名			

(第2号様式)

指名選定依頼書				
年 月 日				
(宛先) 第 指名業者選定委員会委員長 長				
次の契約に係る指名選定を依頼します。				
件 名				
履 行 場 所				
契 約 期 間				
予 算 執 行 額			前 年 度 契 約 額	
支 出 科 目	款	項	目	節
添 付 書 類				
契 約 方 法	指名競争入札 ・ 特命随意契約			
依頼課推薦業者 (3社以内記入)	No.	業 者 名	代 表 者 名	連絡先
	1			
	2			
	3			
入札参加資格 (契約履行にあたって特殊な技能、資格を要する場合に記入)				
特命随意契約を希望する理由				
摘 要				
担 当 者				

(第3号様式)

指名業者等選定通知書

(所管課)

担任	係長	課長

件名			
契約番号		依頼年月日	年月日
所管課		契約担当課	企画管理部経理課

年月日開催の第 指名業者選定委員会において、次のとおり選定された
ので通知します。

第 指名業者選定委員会委員長
()

番号	業者(物件)名
1	
2	
3	
4	
5	

留意事項